

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年9月13日
【事業年度】	第59期（自平成24年6月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	株式会社テーオー小笠原
【英訳名】	T.O. OGASAWARA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小笠原 康正
【本店の所在の場所】	北海道函館市港町三丁目18番15号
【電話番号】	(0138) 45 - 3911 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長統括管理本部本部長 太田 修治
【最寄りの連絡場所】	北海道函館市港町三丁目18番15号
【電話番号】	(0138) 45 - 3911 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長統括管理本部本部長 太田 修治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年8月23日に提出いたしました第59期（自平成24年6月1日至平成25年5月31日）有価証券報告書について、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

###### 企業統治の体制

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

###### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### 企業統治の体制

###### (訂正前)

イ<省略>

ロ．前項記載の企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の意志決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な体制をとっております。

ハ～ヘ<省略>

ト．社外取締役及び社外監査役との関係

a 社外取締役は選任しておりません。

b 社外監査役は2名で社外監査役高橋徳友氏は、昭和36年4月から平成12年8月まで税務署職員で平成5年江差税務署署長、平成11年には函館税務署署長を歴任し、平成12年9月に高橋徳友税理士事務所を開設、税務署職員として専門的見地から多数の企業の監視を実行し高い専門知識を有しております。社外監査役菊地喜久氏は、昭和60年5月に菊地喜久税理士事務所を開設、平成15年10月に菊地喜久行政書士事務所を開設、同じく10月株式会社第一経営会計を設立し、税理士及び行政書士としてそれぞれの分野において高い専門性と見識を有し、企業経営者の経験も豊富あり当社の経営を監督していただきます。なお、当社において、社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段の定めはありませんが、取締役の法令順守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

(訂正後)

イ<省略>

ロ．前項記載の企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の意志決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な体制をとっております。さらに、取締役会に対する監視機能を発揮するため、監査役4名のうち2名が社外監査役でありそれぞれが専門知識を有し、その専門的見地からの確な経営監視を行っております。また、社外監査役2名は、当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社との利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

ハ～ヘ<省略>

ト．社外取締役及び社外監査役との関係

a 社外取締役は選任しておりませんが、当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

b 社外監査役は2名で社外監査役高橋徳友氏は、昭和36年4月から平成12年8月まで税務署職員で平成5年江差税務署署長、平成11年には函館税務署署長を歴任し、平成12年9月に高橋徳友税理士事務所を開設、税務署職員として専門的見地から多数の企業の監視を実行し高い専門知識を有しております。当社と同氏が経営する税理士事務所との取引関係はなく、また同氏の間には特別な利害関係はありません。社外監査役菊地喜久氏は、昭和60年5月に菊地喜久税理士事務所を開設、平成15年10月に菊地喜久行政書士事務所を開設、同じく10月株式会社第一経営会計を設立し、税理士及び行政書士としてそれぞれの分野において高い専門性を見識を有しております。当社と同氏が経営する税理士・行政書士事務所及び企業との取引関係はなく、また同氏の間には特別な利害関係はありません。社外監査役2名が、外部からの監視機能として当社の経営の意志決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対して、それぞれが専門知識を有し、その専門的見地からの確な経営監視を行っております。なお、当社において、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として特段の定めはありませんが、その選任に際しては、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと及び経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを総合的に判断しております。また、社外監査役が独立した立場から経営への監査及び監視を実行する体制として監査室及び内部統制部門と連携を図って、情報交換や経営に関わる資料の提供等や各監査結果が常勤監査役を通じて社外監査役に報告されております。さらに、会計監査人から財務監査について定期的に報告を受けるとともに情報や意見の交換を行うことにより、適正な監査の実施に努めております。